



栃木県公報

平成30(2018)年
12月4日(火)
第3044号

目 次

○道路の供用開始	927
○患畜の届出	927
○都市計画の構想に関する公聴会の開催	927
○都市計画の変更の案の縦覧等	928
○開発行為の工事完了	929

告 示

栃木県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年12月4日から平成31（2019）年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年12月4日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
218	一般県道 名草小俣線	足利市小俣町1539-4から 足利市小俣町678-1まで	平成30（2018）年 12月4日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年12月4日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生年月日	経過及び帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成30（2018）年11月21日	法令殺

(畜産振興課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、大田原都市計画道路3・3・2号大田原野崎線及び3・3・3号野崎こ線橋通りの変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所、大田原市建設部

都市計画課及び那須塩原市建設部都市計画課において平成30 (2018) 年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成30 (2018) 年12月4日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成30 (2018) 年12月27日 (木) 午後7時から

(2) 場所

大田原市野崎2丁目26-2
大田原市野崎研修センター

2 都市計画の構想

都市計画の変更に係る構想

種別	名 称		位 置		区 域	構 造					
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 数	幅 員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線	3・2	大田原野崎線	大田原市山の手2丁目	大田原市薄葉	那須塩原市一区町	約8,170m	地表式	4車線	24.0m	JR東北新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差8箇所	
	車線数の内訳		2車線			約1,170m					
		4車線			約7,000m						
街路	3・3	野崎こ線橋通り	那須塩原市一区町	大田原市上石上	大田原市上石上	約5,130m	地表式	4車線	25.0m	JR東北新幹線と立体交差 JR東北本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
路	車線数の内訳		2車線			約910m					
			4車線			約4,220m					

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課（電話0287-23-5882）に問い合わせること。

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市

計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30(2018)年12月4日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
上三川町大字石田及び芳賀町大字下高根沢の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課、栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課、上三川町都市建設課及び芳賀町都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30(2018)年12月4日から同月18日まで

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年12月4日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2189番4、2189番6、2205番5	宇都宮市材木町1番2号	ニッコウエステート株式会社
河内郡上三川町大字多功字二ノ谷2253番3、2254番7	河内郡上三川町大字多功2254番地	加藤久登 加藤理江
塩谷郡高根沢町大字石末字横堀上1915番2、1953番6	塩谷郡高根沢町大字石末1953番地	須藤秀和
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南84番2、85番2	芳賀郡芳賀町大字下高根沢427番地	小筆皆人
下野市細谷字上宿594番7	下野市文教二丁目2番地5サンライズE棟203号室	川中子 涉
下都賀郡壬生町大字安塚字宿内1937番1の一部、1937番2、1938番3、1938番4、1938番5、1940番、1941番3、1941番4、1941番5、1941番6 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町大字安塚字宿内1941番3地先	下都賀郡壬生町大字安塚1938番地1	早乙女 順子
下都賀郡壬生町大字安塚字東川原3267番23	下都賀郡壬生町落合三丁目2番25号 リバティール2番館201号	上野 洋平

下都賀郡野木町大字野渡字新田裏971番1	下都賀郡野木町大字野渡829番地1	伊 藤 一 伸
さくら市氏家字大野3467番5、3467番6、 3468番2、3468番47の一部 (開発行為に関する工事) さくら市氏家字大野3468番2地先	さくら市上野159番地2	さわやかクリーン サービス株式会社

(都市計画課)